

【令和5年3月23日変更】

いの町森林整備計画

計画期間 自 平成31年 4月 1日
至 令和11年 3月31日

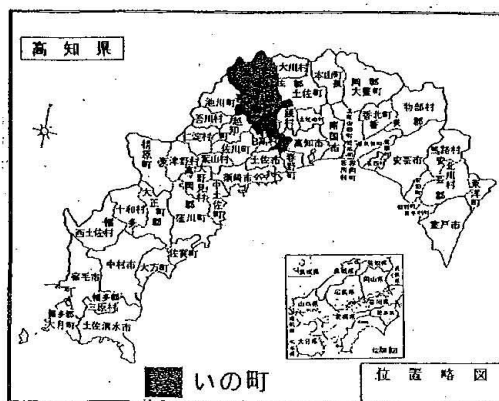
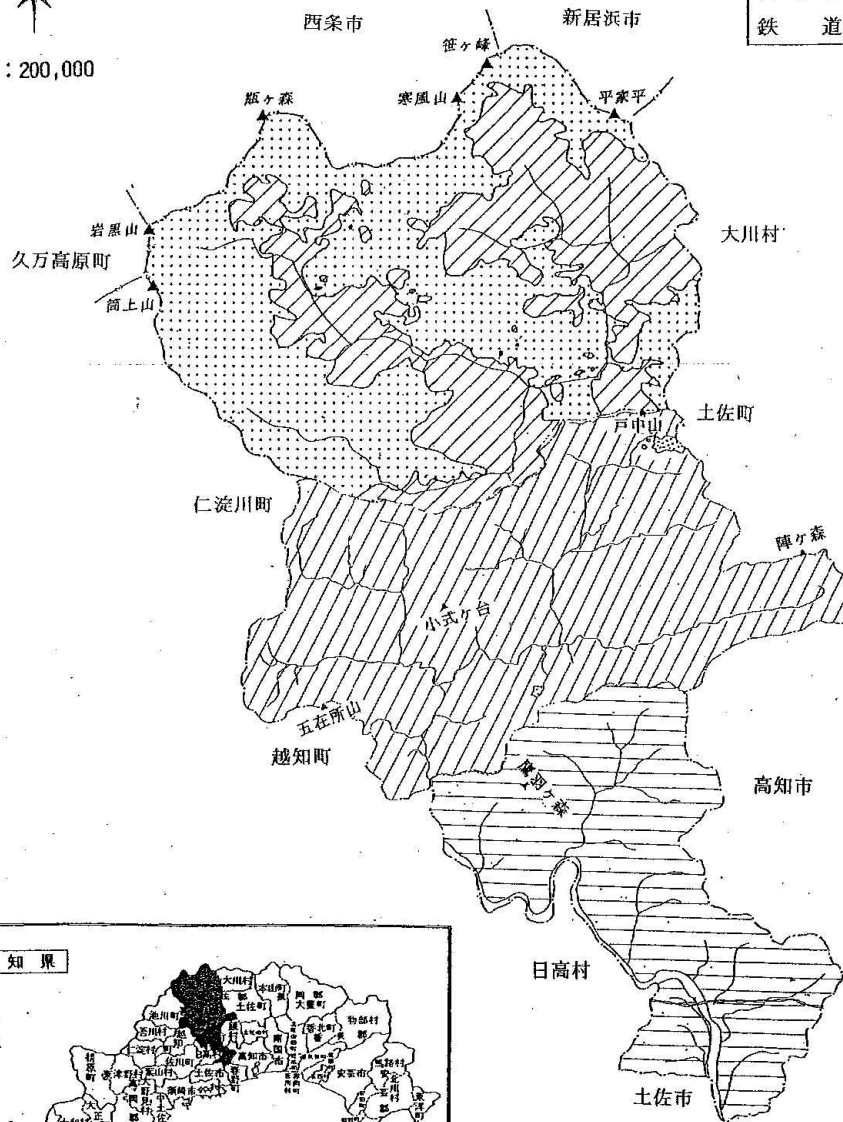
高 知 県

い の 町

市町村位置図

凡 例	
山 岳	
河 川	
都道府県界	
市町村界	
民 有 林	
国 有 林	
鉄 道	

1 : 200,000



目 次

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	3

II 森林整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢	3
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3 その他必要な事項	4

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項	4
2 天然更新に関する事項	4
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	5
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	5
5 その他必要な事項	5

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	5
2 保育の種類別の標準的な方法	6
3 その他必要な事項	6

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	6
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	6
3 その他必要な事項	1 2

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	1 2
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	1 2
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	1 2
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	1 2
5 その他必要な事項	1 2

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針	1 2
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	1 2
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	1 2
4 その他必要な事項	1 2

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	1 3
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	1 3
3	作業路網の整備に関する事項	1 3
4	その他必要な事項	1 9

第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	1 9
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	1 9
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	1 9

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	1 9
2	その他の事項	2 0

第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	2 0
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	2 0
3	林野火災の予防の方法	2 0
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	2 0
5	その他必要な事項	2 0

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

1	保健機能森林の区域	2 0
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	2 0
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	2 0
4	その他必要な事項	2 0

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

1	森林経営計画の作成に関する事項	2 0
2	生活環境の整備に関する事項	2 1
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	2 1
4	森林の総合利用の推進に関する事項	2 1
5	住民参加による森林の整備に関する事項	2 1
6	経営管理制度に基づく事業に関する事項	2 1
7	その他必要な事項	2 1

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する各機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための基本的な考え方及び森林施業の推進方策を下表のとおり定める。

森林の有する機能ごとの森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能	森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
ア 水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
イ 山地災害防止機能／ 土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、災害に強い地域を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指

	定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
ウ 快適環境形成機能	町民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
エ 保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
オ 文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
カ 生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息す

	る森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
キ 木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。

注１： 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

注２： これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるため、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

３ 森林施業の合理化に関する基本方針

令和４年３月２日公表の森林整備計画のとおり。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第１ 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

１ 樹種別の立木の標準伐期齢

森林の持つ公益的機能、生産性及び自然的条件、森林の構成を勘案し、標準伐期齢を次のとおり設定することとする。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

樹種別の立木の標準伐期齢

樹 種	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
標準伐期齢	35年	45年	35年	40年 (20年)	10年	15年

注）その他針葉樹の括弧書きは、早生樹であるコウヨウザンの標準伐期齢として適用する。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

3 その他必要な事項

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、下表のとおり標準的な植栽本数を植栽するものとする。

また、複層林における下層木については、下表の「疎仕立て」の植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

さらに、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽する場合、町森林政策課又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	植栽本数	備 考
スギ・ヒノキ	疎 仕 立 て	1,500～2,500本/ha	
	中 仕 立 て	2,500～3,500本/ha	
	密 仕 立 て	3,500～4,500本/ha	
広葉樹	疎 仕 立 て	1,500～2,500本/ha	
	中 仕 立 て	2,500～3,500本/ha	
その他針葉樹	疎 仕 立 て	1,000～2,000本/ha	

注) その他針葉樹の疎仕立てについては、早生樹であるコウヨウザンの植栽本数として適用する。

2 天然更新に関する事項

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林すべき旨の命令の基準

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

5 その他必要な事項

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

【参考】コウヨウザン

早生樹であるコウヨウザンの生育適地における指針は、各項注意書きによるほか「コウヨウザンに関する技術指針（暫定版）（高知県林業振興・環境部 令和3年3月）」による。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について下表のとおりとする。なお、標準的な間伐の間隔は、スギ、ヒノキとも標準伐期齢に満たない林分は10年間、標準伐期齢以上の林分は20年間とする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹 種	施業 体系	植栽 本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）				標準的な方法	備 考
			初回	2回	3回	4回		
ス ギ	一般材	3,000	15	20	—	—	間伐時期の決定は、原則、南近畿・四国地方林分密度管理図を利用することとする。選木に当たっては、標準地調査により1ha当たりの現存本数及び上層木平均樹高をそれぞれ求め、上層木の平均樹高及び林齢に対応する伐期適正本数から間伐率、間伐回数、間伐後の残存本数を算出し樹形級区分と樹間距離を目安とすることとする。なお、間伐率については、材積に係る伐	間伐の時期については、地位は5区分の上位より2番目（マツは3区分の中位）、植栽本数は3,000本、収量比数0.8とした場合の間伐時期の目安を5の倍数の林齢で示したものである。
	中径材	3,000	15	20	30	—		
	大径材	3,000	15	20	30	50		
ヒノキ	一般材	3,000	20	30	—	—	間伐率、間伐回数、間伐後の残存本数を算出し樹形級区分と樹間距離を目安とすることとする。なお、間伐率については、材積に係る伐	間伐の時期については、地位は5区分の上位より2番目（マツは3区分の中位）、植栽本数は3,000本、収量比数0.8とした場合の間伐時期の目安を5の倍数の林齢で示したものである。
	中径材	3,000	20	30	40	—		
	大径材	3,000	20	30	40	60		

							採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。選木順位は1不良木、2被圧木、3優勢木とすることとする。 なお、上層木とは完全に被圧された樹木以外のものをいう。	
マ ツ	一般材	3,000	20	25	35	—		

列状間伐の実施にあたっては、上記の間伐の標準的な方法の範囲内であることのほか、以下の内容を基本とする。列状間伐は伐採・搬出コストの削減を行うため、個々の立木の形質や優劣に関係なく植栽列を一定の間隔において、一定の幅に含まれる立木の全てを伐る方法である。

列状間伐にあたっては、林地の傾斜方向に合わせて伐採列及び列の幅を設定するものとし、伐倒の際は元口を搬出機械方向とすることを原則とするほか、伐倒木の落下防止に最大限の注意を払うこととする。1回の間伐として伐採する率は、伐採列数と残存列数による本数間伐率で、3残1伐～2残1伐による本数間伐率25～33%とする。また、伐採列1列あたりの幅は、標準地調査による1haあたりの現存本数から算出した樹間距離のおおむね2倍以内とすることを標準とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

3 その他必要な事項

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

(2) 施業の方法

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

【別表1】

伊野地区

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	7,445
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	4,618
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	136
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	3,446

吾北地区

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	14,454
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	3,347
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	96
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	14,159

本川地区

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	6,239
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	1,603
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	8,051

【別表 2】

伊野地区

施業の方法		森林の区域（林班－小班）	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		1-1~51-3、51- <u>4</u> 、51- <u>5</u> 、51-6~59-2、 59- <u>3</u> 、59-4~67-3、67- <u>4</u> 、67- <u>5</u> 、68-1~ 68-3、68- <u>4</u> 、68-5~9、68- <u>10</u> 、68-11~ 69-8、69- <u>9</u> 、70-1~88-2、88- <u>3</u> 、89-1~ 90-3、91- <u>1</u> 、91-2~94-5、94- <u>6</u> 、95-1~ 95-8、96- <u>1</u> 、96-2~100-5、100- <u>6</u> 、 100-7~107-2、108- <u>1</u> 、108-2~110-1	7,445
長伐期施業を推進すべき森林		1-1~4-1、4-3、5-1、5-2、6-3~7-1、 8-1~9-2、9-4、10-1、12-1、13-2、 13-3、13-5、14-3、17-1、17-2、18-1~ 19-2、19-4~21-7、22-1~28-4、29-2~ 30-4、31-2~32-3、33-2~35-3、35-5~ 36-3、37-6~38-4、39- <u>2</u> 、39- <u>3</u> ~40-2、 42-2、42-7、43- <u>2</u> 、43- <u>3</u> 、43-4、43-6、 44-2、44-4~46-1、47-1、48-1~48-3、 50-1、51-1~51-3、51- <u>4</u> 、51- <u>5</u> 、52-1~ 53-3、55-3、56-1、57-6~57-9、60-3~ 61-1、61-3、61-5、63-4、65-2、65-4、 65-5、66-2、66-3、67-2~67-3、67- <u>4</u> 、 67- <u>5</u> 、68- <u>4</u> 、68-5、68-7~68-9、68- <u>10</u> 、 69-8、69- <u>9</u> 、71-1、71-2、71- <u>5</u> 、72-2、 72-3、73-4、73-6、73-9、73-10、73-13、 74-2、74-5、74-7、74-10、75-1、75-3~ 75-5、76-4、77-2、77-3、78-2、78-3、 78-5、78-6、78-8、80-6、80-9、81-1、 81-4、81-5、81-7、82-1、82-2、82-4~ 82-7、82-9、82-10、82-12~83-2、 83-4~83-7、83-9、83-11、83-12、 84-3~84-6、87-1、87-2、88- <u>3</u> 、89-1、 89-3、90-1、91- <u>1</u> 、91-2~92-5、93- <u>1</u> 、 93-2~94-5、94- <u>6</u> 、95-1~95-8、96- <u>1</u> 、 96-2~100-5、100- <u>6</u> 、100-7~107-2、 108- <u>1</u> 、109-1~110-1	4,618
複層林施 業を推進 すべき森	複層林施業を推進すべき 森林 (択伐によるものを除	—	—

林	く)		
	択伐による複層林施業を 推進すべき森林	—	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を 推進すべき森林		—	—

吾北地区

施業の方法	森林の区域（林班－小班）	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	1-1~34-6、34- <u>7</u> 、34- <u>9</u> 、35-1、36-5~ 75-6、76- <u>1</u> 、76-2~77-3、77- <u>4</u> 、77-5~ 78-2、78- <u>3</u> 、78-4~124-2、124-4~191-1、 191- <u>2</u> 、192-1~203-3	14,454
長伐期施業を推進すべき森林	1-3、1-5、8-3、11-4、11-5、12-1、 15-4、15-6、16-4、19-2、20-2、21-1、 21-2、22-3、23-3、24-5、28-1、28-2、 28-4、30-4、30-5、32-1、34-3、34-6、 34-7、34- <u>9</u> 、38-5~39-6、41-1、42-2、 43-3、44-5、45-1、45-3、46-2、49-4、 50-5、52-5、52-7、53-5、53-6、55-3、 58-2、58-3、59-4、64-3、68-1、68-3、 69-1、70-2、71-2、71-3、72-4、73-1、 74-2、78-1、78- <u>3</u> 、79-2、79-3、80-1、 81-1、81-4、82-1、89-1、89-2、89-4、 90-1、91-3、93-2、95-1、95-2、95-4、 97-4~98-2、99-1~101-2、102-2~106-1、 108- <u>1</u> 、109-2、109- <u>3</u> 、110- <u>2</u> 、110-3、 111-2~112-1、113-1、117-1、118-3、 119-2、121-4、124-2、125-3、134-6、 136-2、136-3、137-2、137-4、139-3、 141-3、141-5、142-1、143-2~144-1、 145-3、145-5、146-1、147-2、148-3、 154-2、156-3、157-3、160-2、161-1、 167-5、168-1、169-2~170-1、172-4~ 173-3、174-4、176-3、177-3、181-3、 184- <u>1</u> 、187-2~188-1、190-3、191- <u>2</u> 、 194-5、195-2、196-4、197-2、197-3、 198-1、198-3~198-6、199-3、200-2、 200-3、201-2~201-5、202-1~202-4	3,347

複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	—	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		—	—

本川地区

施業の方法		森林の区域 (林班－小班)	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		1-1~6-2、7-1~13-3、13-4、13-5、14-1~38-1、38-2、39-1~73-4、84-1、84-2、86-1、88-3、89-1、90-1、92-1、93-2、94-1、94-2、97-1~111-2、112-2~114-5	6,239
長伐期施業を推進すべき森林		7-2、7-3、11-1、11-5、12-4、15-1、16-1、21-1、24-1、25-1、26-1、27-1、36-1、37-1~38-1、38-2、39-1~42-1、43-3、46-3、47-3、48-2、49-3、50-1、50-2、51-2、52-2、56-2、58-1、59-1、59-2、60-4~62-1、64-1、66-4、67-3、67-4、84-2、88-3、89-1、90-1、94-2、110-1、110-2、112-4、114-1、114-3	1,603
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	—	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	—

特定広葉樹の育成を行う森林施業を 推進すべき森林	—	—
-----------------------------	---	---

注) 数値は、小班区域の一部を意味する。

3 その他必要な事項

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

5 その他必要な事項

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

4 その他必要な事項

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域（計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域）については下表のとおりとする。

路網整備等 推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
吾北地区	13,030	土居柳野線外	30,950	①	1～37, 43～95, 100～157, 161, 165～197林班
本川地区	6,103	越裏門大森線外	64,000	②	11～47, 68～115林班

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、かつ、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体とした森林施業の加速化等といった森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

基幹路網の整備計画については、下表のとおりとする。

基幹路網の整備計画

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	延長(m) 及び箇所数	利用 区域 面積 (ha)	うち 前半 5年 分	対図 番号	備考
開設	自動車道		下八川 大野内	土居柳野	6,000	1,429	○	①	吾北地区
開設	自動車道		清水上分 ナロ	鈴山	240	82	○	②	吾北地区
開設	自動車道		小川柳野 柳ヶ坂	川原田	350	115	○	③	吾北地区
開設	自動車道		小川柳野 ナカゴヤ	大峠	590	62	○	④	吾北地区
開設	自動車道		上八川上分 フヂガノ	長山	350	55	○	⑤	吾北地区

開設	自動車道		上八川上分 ハネ	小申田程野	280	85	○	⑥	吾北 地区
開設	自動車道	林業 専用道	小川東津賀才 宮野瀬	約束田	4,000	214	○	⑦	吾北 地区
開設	自動車道		上八川上分 イノサコ	内野	300	63	○	⑧	吾北 地区
開設	自動車道		小川東津賀才 横荒	岩川内花ノ木	1,000	263	○	⑨	吾北 地区
開設	自動車道		上八川上分 橋ノ本	上八川南第1	140	350	—	⑩	吾北 地区
開設	自動車道		上八川上分 カゲ野	カゲ野	600	206	○	⑪	吾北 地区
開設	自動車道		小川東津賀才 休場	穴瀬	1,100	144	○	⑫	吾北 地区
開設	自動車道		上八川下分 山口	山口	1,500	163	○	⑬	吾北 地区
開設	自動車道		小川縦ノ木山 丸石	柳野高樽	500	254	○	⑭	吾北 地区
開設	自動車道		下八川 東屋敷	横野	500	105	○	⑮	吾北 地区
開設	自動車道		上八川上分 和十市	川窪島ヶ峰	500	155	○	⑯	吾北 地区
開設	自動車道		小川新別 東野獄	松ノ木仲井谷	500	122	○	⑰	吾北 地区
開設	自動車道		小川新別 小倉川向	新別丸大野	1,500	109	○	⑱	吾北 地区
開設	自動車道		小川縦ノ木山 山尾	大野高樽	2,000	1,897	○	⑲	吾北 地区
開設	自動車道	林業 専用道	小川東津賀才 東谷	南越須別当	4,000	200	○	⑳	吾北 地区
開設	自動車道	林業 専用道	上八川下分 葛川	枝川島ヶ峰	5,000	250	○	㉑	吾北 地区
開設	自動車道		越裏門 イル谷	越裏門大森	39,000	1,159	○	㉒	本川 地区
開設	自動車道		大森 東ノ薮	大森藤木谷	1,000	57	—	㉓	本川 地区
開設	自動車道	林業 専用道	葛原 葛原山	葛原山	3,000	104	○	㉔	本川 地区
開設	自動車道		大森 東ノ薮	大森戸中	7,000	296	○	㉕	本川 地区
開設	自動車道		中野川 キリノサコ	キリノサコ	4,000	254	—	㉖	本川 地区
開設	自動車道		葛原 宮谷	名の谷中野川	10,000	852	○	㉗	本川 地区
開設 計					27 路線 94,950 m				

拡張	自動車道 (舗装)		中追 平川	中追西	1 箇所 1,500	85	○	㊸	伊野 地区
拡張	自動車道 (舗装)		中追 スケガサコ	北谷支	1 箇所 550	90	—	㊹	伊野 地区
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良) (橋梁)		小川縦ノ木山 堂ノ向	東谷大森	1 箇所 2,200 2 箇所 1 箇所	592	○	㊺	吾北 地区
拡張	自動車道 (局部改良) (橋梁)		上八川上分 奥瀬戸	川窪芥川	1 箇所 1 箇所	334	—	㊻	吾北 地区
拡張	自動車道 (法面保全)		小川縦ノ木山 妙見	谷屋敷	8 箇所	262	○	㊼	吾北 地区
拡張	自動車道 (局部改良) (橋梁)		上八川下分 石船	大久保	2 箇所 1 箇所	162	○	㊽	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良) (橋梁)		清水上分 岸ノ下	程野支	1 箇所 1,300 4 箇所 1 箇所 1 箇所	254	—	㊾	吾北 地区
拡張	自動車道 (局部改良) (橋梁)		小川新別 小倉	新別仲井谷	1 箇所 1 箇所	100	—	㊿	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良) (橋梁)		小川縦ノ木山 大本	中峯	1 箇所 1,100 7 箇所 1 箇所	74	—	㊽	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (橋梁)		上八川上分 南川	南川	1 箇所 300 1 箇所	83	—	㊿	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		小川柳野 柳ヶ坂	川原田	1 箇所 2,064	115	○	㊽	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (橋梁)		小川東津賀才 宮野瀬	約束田	1 箇所 2,000 1 箇所 1 箇所	337	○	㊿	吾北 地区

拡張	自動車道 (局部改良) (橋梁)		清水上分 ナロ	鈴山	1 箇所 1 箇所	82	—	④⑩	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		上八川下分 須別当	須別当	1 箇所 220	160	○	④⑪	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		上八川上分 和十市	川窪島ヶ峰	1 箇所 1,900	155	○	④⑫	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (橋梁)		小川柳野 イデノオク	柳野カゲ	1 箇所 1,494 1 箇所	50	○	④⑬	吾北 地区
拡張	自動車道 (法面保全)		小川縦ノ木山 境谷	境谷	1 箇所	61	—	④⑭	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良) (橋梁)		小川縦ノ木山 堂ノ向	堂ヶ内	1 箇所 3,600 1 箇所 1 箇所	158	—	④⑮	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		清水下分 フジノトウゲ	松ノ木川窪	1 箇所 1,418	40	○	④⑯	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		小川柳野 ナカゴヤ	大峠	1 箇所 1,214	62	○	④⑰	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		下八川 大野内	土居柳野	1 箇所 3,000	1,429	○	④⑱	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)		上八川上分 カゲ野	カゲ野	1 箇所 1,700 2 箇所 2 箇所	206	○	④⑲	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良) (橋梁)		小川東津賀才 休場	穴瀬	1 箇所 1,782 5 箇所 1 箇所 1 箇所	36	○	⑤⑩	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		小川東津賀才 上石ガミ	成川北	1 箇所 3,000	162	—	⑤⑪	吾北 地区
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良) (橋梁)		清水上分 上トンボ	程野黒丸	1 箇所 1 箇所 4 箇所	1,272	○	⑤⑫	吾北 地区

拡張	自動車道 (舗装) (局部改良) (幅員改良)		小川縦ノ木山 山尾	大野高樽	1 箇所 2,000 3 箇所 1 箇所	1,897	○	㊦	吾北 地区
拡張	自動車道 (橋梁)		上八川上分 川井	木折山	2 箇所	195	○	㊦	吾北 地区
拡張	自動車道 (橋梁)		清水下分 ホコ石	馬路	1 箇所	136	○	㊦	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良) (橋梁)		清水上分 カシヨウ	程野 1 号	1 箇所 2,000 1 箇所 1 箇所 1 箇所	81	—	㊦	吾北 地区
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良) (橋梁)		上八川下分 本荒	成川	1 箇所 1 箇所 3 箇所	712	—	㊦	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良)		清水上分 瀧ノ上エ	程野敷榎	1 箇所 3,965 1 箇所	173	—	㊦-2	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (橋梁)		寺川 秋切	寺川秋切	1 箇所 2,400 1 箇所 1 箇所	377	—	㊦	本川 地区
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良) (橋梁)		足谷 中川	足谷	1 箇所 2 箇所 2 箇所 2 箇所	283	○	㊦	本川 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良) (橋梁)		越裏門 イル谷	越裏門大森	1 箇所 2,000 3 箇所 2 箇所 2 箇所	1,159	○	㊦	本川 地区
拡張	自動車道 (法面保全)		中野川 エトコ	中野川長又	1 箇所 3 箇所	288	○	㊦	本川 地区

拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良) (橋梁)		桑瀬 長又	寒風大座礼西	1 箇所 4,500 5 箇所 2 箇所 4 箇所	1,829	○	⑥②	本川 地区
拡張	自動車道 (舗装)		寺川 土居	寺川	1 箇所 1,683	592	—	⑥③	本川 地区
拡張	自動車道 (舗装)		中野川 大畝	中野川	1 箇所 703	75	—	⑥④	本川 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全)		高薮 土居	高薮	1 箇所 946 1 箇所	60	—	⑥⑤	本川 地区
拡張	自動車道 (法面保全) (橋梁)		戸中 黒竜	長沢川口	3 10 箇所	1,816	○	⑥⑥	本川 地区
拡張	自動車道 (橋梁)		越裏門 宮ノ内	越裏門白猪谷	1 箇所	32	—	⑥⑦	本川 地区
拡張	自動車道 (舗装)		足谷 土居	足谷土居	1 箇所 1,592	64	—	⑥⑧	本川 地区
拡張	自動車道 (局部改良)		戸中 ナラノキ畝	戸中	1 箇所	3	—	⑥⑨	本川 地区
拡張	自動車道 (法面保全)		高薮 土居	笠成	1 箇所	67	—	⑦⑩	本川 地区
拡張	自動車道 (法面保全)		葛原 本モ家	郷じ藪	1 箇所	61	—	⑦⑪	本川 地区
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		長沢 立橋	長沢立橋	1 箇所 2 箇所	102	—	⑦⑫	本川 地区
拡張	自動車道 (法面保全) (橋梁) (トンネル)		脇の山 根藤	一の谷脇の山	1 箇所 1 箇所 3 箇所	355	○	⑦⑬	本川 地区

拡張 計		47 路線				
	舗装	28 箇所 52,131 m				
	局部改良	35 箇所				
	橋梁	44 箇所				
	法面保全	46 箇所				
	幅員改良	1 箇所				
	トンネル	3 箇所				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

(2) 細部路網に関する事項

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

4 その他必要な事項

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

2 その他必要な事項

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

3 林野火災の予防の方法

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

5 その他必要な事項

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

4 その他必要な事項

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

令和4年3月2日公表の森林整備計画のとおり。

(2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

区 域 名	林 班	区域面積 (ha)
伊野北	(伊野地区) 001～067	4,735.37
伊野南	(伊野地区) 068～110	2,766.98
下八川	(吾北地区) 001～013, 192～203	1,531.15
小川	(吾北地区) 014～075	5,088.30
上八川	(吾北地区) 076～087, 137～191	4,394.25
清水	(吾北地区) 088～096, 112～136	2,530.19
程野・ヲヲモト	(吾北地区) 097～111, (本川地区) 011～013	1,385.64
下本川	(本川地区) 001～010, 068～115	4,208.28
中本川	(本川地区) 014～042, 066～067	1,931.54
上本川	(本川地区) 043～065	1,855.16

2 生活環境の整備に関する事項

令和 4 年 3 月 2 日公表の森林整備計画のとおり。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

令和 4 年 3 月 2 日公表の森林整備計画のとおり。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

令和 4 年 3 月 2 日公表の森林整備計画のとおり。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

令和 4 年 3 月 2 日公表の森林整備計画のとおり。

6 経営管理制度に基づく事業に関する事項

令和 4 年 3 月 2 日公表の森林整備計画のとおり。

7 その他必要な事項

令和 4 年 3 月 2 日公表の森林整備計画のとおり。